

「もしかして…?」「虐待かも…」と感じたら
 「市町村障がい者虐待防止センター」または
 「大阪府障がい者権利擁護センター」に
相談・通報してください



相談・通報・届出窓口

市町村障がい者虐待防止センター(養護者・施設従事者・使用者による虐待)

ホームページ ※各市町村の障がい者虐待防止センターの連絡先を掲載しています。

大阪府「障害者虐待防止法の施行について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>

大阪府 障害者虐待防止法 **検索**

()市・町・村 障がい者虐待防止センター連絡先

府の相談・通報・届出窓口(使用者による虐待)

大阪府障がい者権利擁護センター(大阪府福祉部障がい福祉室)

住所 〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

電話番号 06-6944-6615(開庁日:平日9時から18時、年末年始を除く)

ファックス 06-6944-6615(内容確認は開庁時)

大阪府では、法令等の例規文書や固有名詞を除き、「障害」の「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記しています。

※このリーフレットの内容は、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」より一部引用しています。

防ごう 障がい者虐待



障がい者虐待は、特定の人や家庭・施設等で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。虐待をしていても本人にその自覚のない場合や、虐待されっていても障がい者本人が自らSOSを訴えられないことがありますので、小さな兆候を見逃さないことが重要であり、**障がい者虐待(疑いを含む)を発見した方には通報義務があります。**

障がい者虐待に対する対応として重要なのは、問題が深刻化する前に早く発見し、必要な支援につなげていくことです。

「障害者虐待防止法」とは?

平成24年10月1日に、障害者虐待防止法(正式名称:「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行されました。

この法律は、障がい者の尊厳を守り虐待を防ぐための法律です。

障がい者虐待を発見したすべての人に通報義務があります。

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、生命に重大な危険がある場合だけでなく、「虐待を受けているかもしれない」という疑いの段階で速やかに通報する義務があります。

保健・医療・福祉等関係者^{*}は障がい者虐待を発見しやすい立場にあることから、障がい者虐待の早期発見とともに障がい者虐待の防止のための啓発活動に協力するよう努めなければならぬとされています。

*保健・医療・福祉等関係者:障がい者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、その他障がい者の福祉に職務上関係のある者、障がい者を雇用する事業主など

障がい者虐待の対象になる人は…

次のような障がいのある人(18歳未満の人も含む)であって、これらの障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける方が障害者虐待防止法の対象となります。

身体障がい者

知的障がい者

精神障がい者(発達障がいがある人を含む)

その他の心身機能の障がいがある人(難病患者等を含む)

※障がい者手帳を持っていない人も含まれます。

障害者虐待防止法は「障がい者虐待」を次の3種類について定めています。

養護者による 障がい者虐待

障がい者の身の周りの世話や金銭管理等をしている家族や親族、同居人などによる虐待のことです。



障がい者福祉施設従事者等 による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所、障がい児童通所支援事業所等で働いている職員による虐待のことです。



使用者による 障がい者虐待

障がい者を雇用している事業主による虐待のことです。



また、法第3条では、「すべての人は障がい者に虐待をしてはならない」と定められています。

障がい者虐待の例

身体に傷やあざ、痛みを与えること。

身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって動きを制限すること。

例えば

- 殴る ●蹴る ●つねる ●無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- 正当な理由のない身体拘束(柱やイス、ベッドに縛り付ける)、部屋に閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

わいせつなことをすること、
させること。

例えば

- 性交 ●性器への接触 ●裸にする ●キスをする
- 障がい者にわいせつな言葉を言う、言わせる ●わいせつな映像を見せる など

脅したり、侮辱するような言葉や態度で、
精神的に苦痛を与えること。

例えば

- 「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる ●怒鳴る ●ののしる
- 悪口をいう ●仲間はずれにする ●子ども扱いをする
- わざと無視をする など

食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をしない、
長時間の放置など、養護を著しく怠ること。

例えば

- 食事や水分を十分に与えない ●不潔な住環境で生活させる ●学校へ行かせない
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない ●養護者以外の同居人、障がい者福祉施設等の他の従業者、利用者、企業の他の労働者による①～③の行為を放置する など

不当な財産の処分、
不当に障がい者から財産上の利益を得ること。

例えば

- 年金や賃金を渡さない ●本人の同意なしに財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない など

ここに書かれていないことでも、気になることがあれば通報・相談してください

障がい者虐待発見チェックリスト

もしかして…?と感じたら **勇気をもって通報してください!**

障がい者虐待の早期発見・未然防止のために、このチェックリストに当てはまる場合は、虐待の可能性が疑われます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても、類似の「サイン」に注意深く目を向ける必要があります。

もしかして…?と感じたら、勇気をもって市町村障がい者虐待防止センターへ通報・相談してください。

あなたの周りに
このような方が
いませんか??

身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない



性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等 パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障がい(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

放棄・放置のサイン

- 身体から異臭がする、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても受診した様子がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

経済的虐待のサイン

- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 家族が本人の年金を管理し、遊びや生活費に使っているように思える



セルフネグレクト(自己による放任)については、障害者虐待防止法では明確な規定はありませんが、このようなサインがみられると支援が必要な状態である可能性が高いといえます。

セルフネグレクトのサイン

- 単身生活の人が、瘦せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 窓ガラスが割れたまま放置されている
- 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまたま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

通報や届け出をした人の秘密は守られます

障害者虐待防止法では、通報等を受けた職員は、だれが連絡・通報をしたか特定させる情報を漏らしてはならないと義務付けられています。
また、施設従事者の方等が通報した際には、「通報を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」と法律で規定されています。
匿名で通報することもできます。

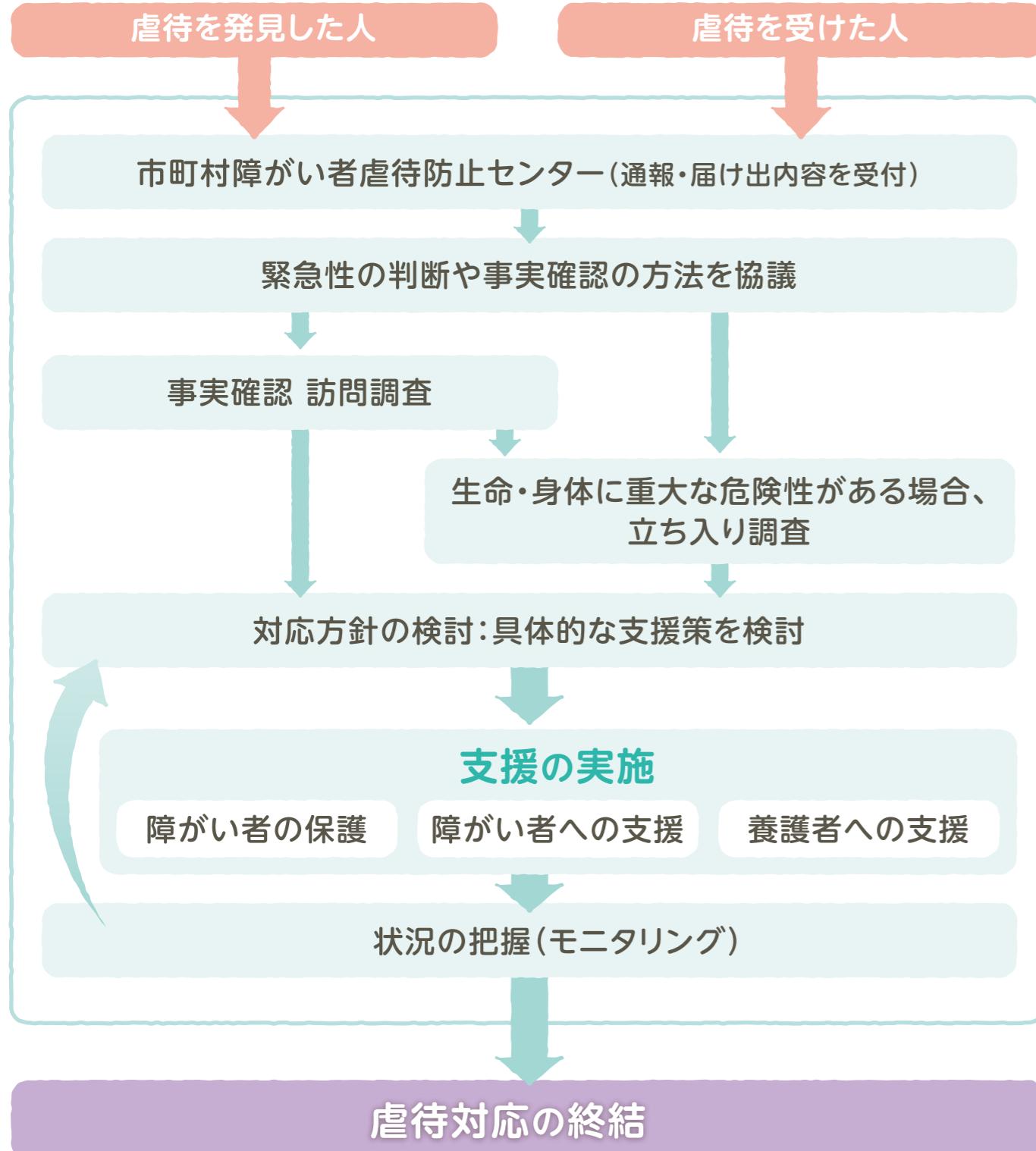


障がい者虐待への具体的な対応

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届け出には、市町村が中心となって対応します。

生命や身体にかかわるような緊急事態もあるので、まずは障がい者の安全を最優先に考えます。

養護者による障がい者虐待の場合(市町村)



「虐待を受けた人」と「虐待を行っている人」の両方を救うために

養護者による障がい者虐待への対応では、虐待を行っている人も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応していきます。

障がい者の保護(虐待者からの分離)

障がい者の生命にかかわるような危険性がある緊急事態には、障がい者を保護し、虐待を行っている養護者から分離することがあります。

また、これによって障がい者の安全を確保し、一時的に介護負担から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始するきっかけになる場合もあります。

障がい者と養護者への支援

虐待が起きた背景を分析し、虐待を行った養護者を含む家族全体に対して、適切な支援を行います。

例えば…

介護負担が大きい場合

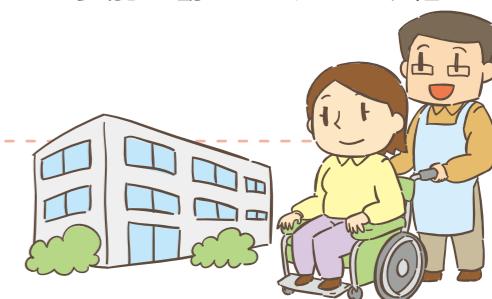
→養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを利用するよう勧めます。

障がいに関する知識が十分でなかったり、ストレスや悩みが大きいとき

→正確な知識や介護技術に関する情報の提供や家族会等への参加を勧め、ストレスや悩みの軽減を図るようにします。

養護者自身が、支援の必要な状態にある

→養護者や家族の病気や障がい、また経済的問題などで支援を要する場合は、専門的機関からの支援を導入し適切な対応を考えます。



虐待を受けた人・虐待を行っている人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待を受けた人(被虐待者)、虐待を行っている人(虐待者)に自覚があるとは限りません。

虐待者が、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合や、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることがあります。また、被虐待者が、自身の障がいの特性から、自分のされていることが虐待だと認識していない場合や、長期間にわたって虐待を受けた場合では、無力感から諦めてしまっていることもあります。

このような場合には、周りの方の「気づき」が大切です。皆さんの通報・相談が、早期発見と対応に繋がります。

